

## 帰還困難区域における活動について

令和6年6月1日改正  
原子力災害現地対策本部  
原子力被災者生活支援チーム

### 1. はじめに

本紙は、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する影響で現在も避難指示が継続している帰還困難区域（※）において活動を実施する際の留意点等を整理したものです。

帰還困難区域の住民の方や公益を目的とした一時立入りを希望する場合は、1.（1）をご確認ください。

帰還困難区域で事業の実施を希望する場合は、2. 帰還困難区域における事業の実施をご確認いただき、事業所の再開又は新設を伴う場合は事業の申請手続きを行ってください。

なお、帰還困難区域への一時立入りについてはいずれの場合も通行証の交付等を受ける必要があります。

帰還困難区域におけるバリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域の設定については、3. をご確認ください。

### ※帰還困難区域

平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定において定義された事故後5年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。

#### （1）帰還困難区域における一時立入り

帰還困難区域は、現時点で、避難指示が継続しているため、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方等に対して避難をしていただいております。

その場合でも次の目的で一時立入りを希望する場合は、通行証の申請や交付等の手続きを経て、（2）に記載の事項を留意した上で、一時立入りを行うことが可能です。

##### ①住民の方等の一時的な帰宅

住民による自宅などの片付けや、修繕、改築及び新築を含みます。その際、引越業者や修繕等業者を帯同することもできます。

##### ②公益を目的とした立入り

除染、防災・防犯（見回り）、公的インフラの復旧（電気、ガス、水道、通信など）、防火帯などの設置や営農再開を目的とした地域の復興組合による農地の保安全管理を目的とした立入りなど。

## (2) 帰還困難区域の留意点

帰還困難区域では、引き続き避難指示が出されております。原則として、関係者以外の方の立入りはご遠慮いただくとともに、立入りの際の安全・安心確保のため、特に以下の点にご留意ください。

- (ア) 立入者の受ける線量が一回の立入り当たり最大 1.0mSv を超えてはならないこと。
- (イ) 震災後長期間立入りが制限され、老朽化した建造物等が今なお存在している状況等を考慮し、危険と考えられる区域に立ち入らないこと。
- (ウ) 立ち入る際には、個人線量計を着用するとともに、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要な装備を着用すること。
- (エ) あらかじめ定められた実施場所において、スクリーニングを受けること。その結果、基準値を上回った場合には除染を行うこと。
- (オ) その他
  - ①道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
  - ②帰還困難区域内で保管されていた飲食物は、同区域からの持出しを含めて飲食・利用しないようお願いします。
  - ③原則、帰還困難区域内での宿泊はできません。
  - ④帰還困難区域内で喫煙や火気を使用する作業を行う場合には、火の取扱いに十分お気を付けいただき、喫煙や火気の使用後は必ず消火したことをご確認くださいようお願いいたします。
  - ⑤切れた電線や垂れ下がった電線は、感電のおそれがあり大変危険ですので、近づいたり、触れたりせず、東北電力ネットワーク（株）コールセンター又は同社チャット（（3）参照）によりご連絡ください。また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーを落としてください。
  - ⑥長期間立入りが制限されている地域であるため、地域内に存置されたガスボンベは、腐食などによってガスが漏えいしたり、ガスボンベが破裂するおそれがあり危険ですので、近寄ったり、触れたりせず、最寄りのLPガス販売店又は一般高圧ガス協会（（3）参照）にご連絡ください。
  - ⑦貴重品などの大切なものをご自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締りをしっかりと行ってください。
  - ⑧場所によって線量の高いほこり・土ぼこり等に接する可能性があることから、ほこり・土壌等の皮膚への付着や吸い込みを防止するために長袖・長ズボン、マスク等の着用をお願いします。
  - ⑨帰還困難区域内から持ち出す物品がある場合は、最寄りのスクリーニング場で当該物品の計測を受けてください。基準値を超える物品の持出しはできません。

### (3) 各種お知らせ・お問い合わせ先

#### ○原子力災害全般に関するお問い合わせ

原子力規制委員会 原子力規制庁

長官官房総務課広報室 コールセンター 電話 03-5114-2190

受付時間：平日（月～金）9:00～17:30 ※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。  
通話料は利用者のご負担になります。

#### ○放射線に関するお問い合わせ（福島県内外の被災者住民向け電話相談窓口）（原子力規制庁内設置）

電話 0120-988-359

受付時間：平日（月～金）9:00～17:30

#### ○原子力損害の補償に関するお問い合わせ

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター） 電話 0120-926-404

#### ○電気関係で困った際のお問い合わせ

東北電力ネットワーク（株）コールセンター 電話 0120-175-366

（停電・緊急時のお問い合わせの番号になります）

#### ○LP ガスに関するお問い合わせ

一般社団法人福島県エルピーガス協会 電話 024-593-2161

福島県エルピーガス協会相双支部 電話 0244-22-1141

#### ○LP ガス以外の高圧ガスボンベに関するお問い合わせ

福島県一般高圧ガス協会 電話 024-942-8731

#### ○帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する情報

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>

※個別の施策についてのお問い合わせは、担当府省までお願いします（担当府省がご不明な場合は復興庁（電話：03-6328-1111）にお問い合わせいただければ、関係府省にお繋ぎします）。

## 2. 帰還困難区域における事業の実施

### (1) 概要

帰還困難区域において、労働者を使用する事業者（以下単に「事業者」という。）又は労働者を使用しない自営業者若しくは個人事業者（営農を行う場合もここに含まれる。以下「自営業者等」という。）が、事業（事業所の再開又は新設を伴わない場合を含む。以下同じ。）の実施を希望する場合は申請様式に基づき市町村に申請していただく必要があります。

市町村が、事業実施の要件を満たし、かつ、早急に事業の実施が必要であると判断した場合には、原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームに確認した上で、事業の実施を認めることとしています。

なお、避難指示解除を目指す帰還困難区域における事業活動については、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月25日原子力災害対策本部）及び「帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）における避難指示解除を伴う土地活用の実施について」（令和2年12月25日原子力災害現地対策本部・原子力被災者生活支援チーム）をご参照ください。

### (2) 事業実施の要件

#### (ア) 認定特定帰還居住区域

- ①事業所やその敷地内において空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であることが必要です。
- ②帰還困難区域における事業活動が国際放射線防護委員会（ICRP）の正当化の原則（被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が求められる）に照らし、許容できる範囲であることが求められます。

#### (イ) 認定特定帰還居住区域外

- ①事業所やその敷地内において空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であることが必要です。
- ②帰還困難区域における事業活動が国際放射線防護委員会（ICRP）の正当化の原則（被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が求められる）に照らし、許容できる範囲であることが求められます。
- ③復旧・復興に不可欠な事業であって、本制度の趣旨に照らして、原子力災害現地対策本部長及び市町村長が協議の上、適当と認めたものであることが必要です。

#### (ウ) 認定特定帰還居住区域及び認定特定帰還居住区域外の共通事項

以下の場合には、本制度に基づく事業の実施の申請を行わずに業務が可能です。

- ①公的機関が実施する業務（公的機関からの受託業務や指定管理者制度の場合を含む。）
- ②公益を目的とした立入り  
（例）除染、防災・防犯（見回り）、公的インフラの復旧業務（道路、電気、ガス、水

道、通信など)、防火帯などの設置や営農再開を目的とした地域の復興組合による農地の保安全管理を目的とした立入りなど。

- ③事務所等を設置せず、メンテナンスなどで一時立入りをする場合に限った業務  
(例) 太陽光発電、風力発電の発電事業

(注1) 事業の申請とは別に一時立入りの手続が必要です。

(注2) 営農は、認定特定帰還居住区域内のみ事業の申請が可能です。

(注3) 営農は、屋外で自営業者等が行うことが通常であることを踏まえ、除染等による線量低減について確認した上で、毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所において行う場合の線量管理等(後述(3)(オ)①)に留意して実施してください。

(注4) 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがあるので、あらかじめ当該地域における状況を確認してください。また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められているので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認してください。

(注5) 外部からの集客を主な目的とする事業(例:観光業、宿泊業など)は、認定特定帰還居住区域外では実施できません。

### (3) 事業の実施における留意事項

(ア) 本制度は、帰還困難区域において事業の実施を認めるものですが、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第26条の緊急事態応急対策(原子力災害の拡大の防止を図るための措置、放射性物質による汚染の除去等)として実施する事業については、事業の実施の申請は不要です。ただし、同対策として実施する事業を行う事業所において、同対策として実施する事業とは別に本制度に適用される事業が実施される場合には、本制度に基づく手続が必要です。

(イ) 事業者は、帰還困難区域において事業の実施を希望する場合、事業を行う場所の市町村に対して、様式第2(営農の場合は様式第3)に基づく事業の申請が必要です。なお、事業者等の個別事情を踏まえ、計画段階での申請も可能です。

(ウ) 市町村は、事業者等から様式第2又は様式第3に基づく申請があり、要件を満たし、かつ、早急に事業の実施が必要であると判断した場合は、様式第1に基づく申請を原子力災害現地対策本部長宛てに送付ください。

また、様式第4に基づき原子力災害現地対策本部長から事業の実施について差し支えないことを確認した旨回答があった場合は、申請を行った事業者等に対し様式第5に基づき回答を行ってください。

※なお、各様式について押印は不要です。

(エ) 市町村は、以下の事項を遵守し、事業者等に対して適切な指導等を行ってください(放射線量の管理等については、市町村内の放射線量等の状況に応じて必要な範囲内

で指導等を行うこと。(オ)及び(カ)において同じ。)

- ①事業の実施を認める場合は、従業員等の安全管理を十分に行うことが前提です。また、従業員等の被ばく低減に努める観点から、可能な限り線量低減に努めた上で事業者は事業を実施してください。
- ②「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222号)及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成24年6月15日付け基発0615第6号)(以下「除染電離則等」という。)を事業者に対して周知するとともに、除染電離則等を遵守するよう指導してください。
- ③自営業者等に対して、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(以下「除染電離則ガイドライン」という。)に基づき、線量管理等の措置を実施する必要がある旨を周知してください。

(オ)事業者等は、以下の事項を遵守し、事業を実施してください。

- ①事業者は除染電離則等を遵守し、自営業者等は除染電離則ガイドラインに基づき線量管理等の措置を行い、事業を実施すること。  
※除染電離則等の詳細については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。(帰還困難区域内において事業を実施する際の労働者の線量管理について(参考1)もご参照ください)
- ②従業員等が受ける放射線量を最小限とするための適切な労働環境を維持すること。  
(例)ほこり・土壌等の皮膚への付着や吸い込みを防止するための長袖・長ズボン、マスク等を着用すること。
- ③従業員等は放射線量を最小限とすることに資する自動車(二輪車を除く)により通勤すること。
- ④事業所付近(屋外)の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを超える場合には、屋外での作業時間及び滞在時間を可能な限り短縮するとともに、土ぼこりや砂ぼこりが多い時には、事業所の全ての窓を閉めること。
- ⑤事業に伴う廃棄物を法令等に従い適切に処理すること。  
(例)東日本大震災前から屋外に置かれていた物品等を帰還困難区域から持ち出す場合は、最寄りのスクリーニング場で当該物品の計測を受けること(基準値を超える物品の持出しはできない。)

(カ)市町村は、従業員等が受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、必要に応じて、事業者等に必要な事項に関する報告を求め、また事業所への立入り、又は必要な調査を行うことができます。

(キ) 市町村は、従業員等が受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することができます。

なお、国は、必要に応じて、市町村に対し、従業員等が受ける放射線量の管理を改善するために、適切な措置を講ずるよう要請します。

また、セミナーなどを通じて、事業者等及び従業員等に対し、放射線に関する知識、リスク情報・健康への影響等に関する情報等を提供します。

(参考1)

## 帰還困難区域内において事業を実施する際の労働者の線量管理について

帰還困難区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壌・汚染廃棄物（1万ベクレル/kgを超えるもの）の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壌等取扱業務（1万ベクレル/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務）や④特定線量下業務（毎時2.5マイクロシーベルト超の場所における業務）を実施する事業者（労働者を使用する事業者）の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

なお、労働者を使用しない自営業者、個人事業者についても、両ガイドラインに基づき、線量管理等の措置を実施する必要があります。

■厚生労働省 HP：除染等業務に係る放射線障害防止対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

また、事業や作業に伴う廃棄物の処理にも留意してください。

<除染電離則等に関するお問い合わせ>

福島労働局 労働基準部 健康安全課	電話	024-536-4603
福島労働基準監督署 第2方面	電話	024-536-4612
相馬労働基準監督署	電話	0244-36-4175
富岡労働基準監督署	電話	0240-22-3003



### 3. 帰還困難区域におけるバリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域の設定

#### (1) 概要

「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（令和5年8月15日原子力災害対策本部）において、空間線量率の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域においてバリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とすることが示されました。これを受け、バリケード等の物理的な防護措置を実施しない区域（以下「立入規制緩和区域」という。）の設定を可能とします。

#### (2) 立入規制緩和区域の対象区域

帰還困難区域の全域

#### (3) 立入規制緩和区域の設定

帰還困難区域のある市町村と原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームが協議を行い、立入規制緩和区域及び立入規制緩和区域の設定日を決定します。

原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームは、立入規制緩和区域を設定するときは、立入規制緩和区域及び立入規制緩和区域の設定日についてホームページに掲載するなどにより公表します。

#### (4) 立入規制緩和区域設定後の留意事項

- (ア) 立入規制緩和区域では、通行証の交付申請及び所持なしで立ち入ることが可能です（2. に記載の事業の実施が認められた事業を行う者も含まれます。）。
- (イ) スクリーニングの実施は不要ですが、立入規制緩和区域から持ち出す物品がある場合は、最寄りのスクリーニング場で当該物品の計測を受けてください。
- (ウ) その他、1. (2) (ア)、(イ) 及び (オ) に記載の「帰還困難区域の留意点」をご確認ください。特に、立入規制緩和区域内で、地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等を実施する場合の主催者は、参加者に対し、当該留意点についての注意喚起・情報提供を行ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

原子力災害現地対策本部  
〇〇 〇〇 本部長 殿

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇

帰還困難区域における事業の実施について

別添のとおり、〇〇（事業者等名）から、事業の実施についての申請がありました。当該事業者等については、事業の実施を認める必要があると考えていますので、事業の実施に係る可否について確認をお願いします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長  
〇〇 〇〇 殿

住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号

帰還困難区域における事業の実施について

下記のとおり、帰還困難区域における事業の実施について申請します。

事業所の再開	
新たな事業所の開設	

※いずれかに○を付す。（事業所の再開又は新たな事業所の開設を伴わない場合は○を付す必要はありません。）

事業所の概要等（例）

事業所の名称		〇〇〇株式会社
事業所の所在地		福島県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇番地
避難指示区域区分		帰還困難区域（特定帰還居住区域内・域外）
代表者氏名		代表取締役 〇〇 〇〇
連絡先	担当者氏名	工場長 〇〇 〇〇
	電話番号	
	携帯電話番号	
	メールアドレス	
従業員等数 （〇年〇月〇日現在）		正社員 : 〇〇名 パート : 〇〇名 アルバイト : 〇〇名 計 : 〇〇名
事業所付近の平均空間線量率（※）		（屋外）毎時 〇〇マイクロシーベルト （〇月〇日計測） （屋内）毎時 〇〇マイクロシーベルト （〇月〇日計測）
事業内容		〇〇〇加工、〇〇販売
事業実施が必要であると考えられる理由（※）		（例）製造設備の移設が困難、復旧作業に必要不可欠であるなどの理由をできるだけ具体的に記載。
今後における当該所在地の避難指示解除の希望		あり、なし（いずれかに○を付ける）
線量低減方法の検討状況		（例）自ら事業者に除染作業を依頼。環境省に除染作業を依頼中等

<注意事項>

1. 事業所の所在地、事業実施箇所がわかる地図を添付すること。
2. 計測した平均空間線量率を証明できるもの（線量計の数値を撮影した写真等）を添付すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長  
〇〇 〇〇 殿

住 所  
氏 名

帰還困難区域における事業の実施について

下記のとおり、帰還困難区域における事業の実施について申請します。

事業の再開		新たな事業の開始	
-------	--	----------	--

※いずれかに○を付す。

連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	メールアドレス	
従業員等数 (〇年〇月〇日現在)	〇〇名	
作業場所の住所		
避難指示区域区分	帰還困難区域（特定帰還居住区域内・域外）	
作業場所付近の平均空間 線量率	(屋外) 毎時 〇〇マイクロシベルト (〇月〇日計測) (屋内) 毎時 〇〇マイクロシベルト (〇月〇日計測)	
事業内容	〇〇栽培、稲作	

<注意事項>

1. 作業場所の所在地、事業実施箇所がわかる地図を添付すること。
2. 計測した平均空間線量率を証明できるもの（線量計の数値を撮影した写真等）を添付すること。
3. 事業所の再開又は新設を伴う場合は様式第2で申請すること。



〇〇年〇〇月〇〇日

事業所名  
代表者名 殿

〇〇市（町村）長  
〇〇 〇〇

帰還困難区域における事業の実施について

年 月 日付けで申請のありました事業の実施については、原子力災害現地対策本部の確認を踏まえて、認めることといたします。

記

事業者等名	住所	業種

(参考)改正履歴

原子力被災者生活支援子一ム

(平成24年3月30日 作成)

(平成24年5月14日 改正)

(平成24年10月10日 改正)

(平成24年11月29日 改正)

(平成25年3月14日 改正)

(平成25年12月20日 改正)

(平成27年6月19日 改正)

(平成29年5月19日 改正)

(令和元年9月5日 改正)

原子力災害現地対策本部・原子力被災者生活支援子一ム

(令和5年11月1日 改正)

(令和6年6月1日 改正)